

沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 23 条の規定による事実の公表

令和 5 年 9 月 15 日

1 事実

次に掲げる事業主は、沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条に規定する許可を得て、土砂等により土地の埋立て等を施行した。この事業主に対し、条例第 17 条の規定に基づく改善命令を命じたが従わなかった。よって、条例第 23 条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

2 事実を公表する事業主の名称等

（事業に係る土地の所有者）

住 所 沼津市石川 743 番地

氏 名 森修身

（事業を施行する権利を有する者）

所 在 沼津市青野 10 番地

名 称 有限会社 リサイクル東海 代表取締役 勝俣スエ子

3 土砂等により土地の埋立て等が施行された場所

沼津市一本松字ミサコ塚 856 番 3 外

4 公表期間

当該行為による土砂の崩壊及び流出等による災害が発生する恐れが排除され、その状況が確認されるまで